

不利益処分の内容	職権による保護の変更		
根拠法令及び条項	生活保護法第 25 条第 2 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け発社第 123 号厚生事務次官通知）」、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）」、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）」及び「生活保護手帳（別冊問答集）」による。			

不利益処分の内容	保護の停止、廃止		
根拠法令及び条項	生活保護法第 26 条		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け発社第 123 号厚生事務次官通知）」第 10 保護の決定、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）」第 10－2 保護の要否及び程度の決定、第 11－2 保護受給中における指導指示、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）」第 10 保護の決定、第 11 保護の決定実施上の指導指示及び検診命令及び「生活保護手帳別冊問答集）」第 10－1 保護の要否及び程度の決定、第 11－1 保護申請時における助言、第 11－2 保護受給中における指導指示による。			
変更日 令和 5 年 7 月 1 日			

福祉 4 - 3

不利益処分の内容	調査に応じないときの保護の廃止等		
根拠法令及び条項	生活保護法第 28 条第 5 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
調査に応じないときの保護の廃止等は、要保護者が法第 28 条第 1 項の規定による立入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときとする。			

福祉 4 - 4

不利益処分の内容	保護の変更、停止、廃止		
根拠法令及び条項	生活保護法第 62 条第 3 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
保護の変更、停止、廃止は、被保護者が法第 62 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による義務に違反したときとする。			

福祉 4－5

不利益処分の内容	費用返還額の決定及び費用徴収		
根拠法令及び条項	生活保護法第 63 条及び第 77 条の 2		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第 63 条の適用について（昭和 47 年 12 月 5 日付け社保第 196 号厚生省社会局保護課長通知）」、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「生活保護手帳（別冊問答集）」第 13－1 保護費の返還、徴収等による。			
変更日 令和 5 年 7 月 1 日			

福祉 4－6

不利益処分の内容	扶養義務者からの費用徴収		
根拠法令及び条項	生活保護法第 77 条第 1 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け発社第 123 号厚生事務次官通知）」第 5 扶養義務の取扱い、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）」第 5－4 扶養の履行について及び「生活保護手帳（別冊問答集）」第 5 扶養義務の取扱いによる。			
変更日 令和 5 年 7 月 1 日			

福祉 4 - 7

不利益処分の内容	不正受給者からの費用徴収		
根拠法令及び条項	生活保護法第 78 条		
担 当 課	生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「生活保護手帳（別冊問答集）」第 13ー1 保護費の返還、徴収等による。			